

PATENT Attorney

パテント・アーニー

春

日本弁理士会広報誌

2005

弁理士は知的財産権を
社会に活かすパートナー

VOL. 37

◎ユニバーサル商標せいかつ生まれた

ヒット商品をやめた知的財産権
北海道を代表する銘菓
「白い恋人」

- 弁理士奮闘中 ■ジャーナリスト Jしげれ話
- 弁理士風土記(青森県) ●Tea time =Sweet
- 知的財産権なんでもQ & A ●漫画「たぬき弁理士」
- 特許庁からのお知らせ ●JPAA Information



ヒット商品を支えた知的財産権

VOL. 37

北海道を代表する銘菓 「白い恋人」

商標登録第1435156号
商標登録第1656297号
商標登録第1656298号
商標登録第1709421号



記録映画の邦題である。そのテーマソングもヒットしたことから、石水氏もこのタイトルを記憶していたのだろうという。

「白い恋人」は、それまでに例のないタイプのおしゃれなお菓子で、ロマンチックなネーミングも手伝って、瞬く間に人気商品となつた。発売した1976年に500万枚が売れ、知名度が高くなるにつれて売上も伸び、

わしいネーミングは、使用をとりやめいただきました。登録商標が製品を守ってくれます」という。同社はすべての製品について商標を登録しており、「白い恋人」については台湾、香港などでも登録済みだ。北海道旅行の人気が高い東南アジアで、コピー商品を日本製として販売されるのを防ぐためである。

石屋製菓の製品は、北海道を誇り

「白い恋人」は、北海道の代表的なおみやげとして日本全国はもとより、東南アジアでもその名を知られている。洋生菓子やチョコレートのメーカーである石屋製菓で「白い恋人」が生まれたのは、1976年のことだ。ホワイトチョコレートが注目され始めた頃で、さくさくしたクッキー（ラングドシャー）でホワイトチョコレートをはさむアイデアは、画期的なものだった。

このお菓子にふさわしい、雪や北海道を連想させるネーミングに、スタッフは頭を悩ませたという。北国、冬将軍、ツンドラ、ブリザードといった名前も提案されたそうだ。創業者であり先代の社長である石水幸安氏が、雪の降り始めた外から帰ってきてふと口にした「白い恋人たちが降ってきたよ」という言が決め手となつた。『白い恋人たち』は1968年に開催されたグルノーブル冬季オリンピックの

2003年の年間販売数は2億枚に達している。またチョコレートドリンクなど「白い恋人」シリーズの商品も展開しており、石屋製菓の中心を成す商品群のひとつである。

1986年にはスイス・モンドセレクションのゴールドメダルを受賞するなど、品質の点でも高く評価されていることから、さまざまな類似商品が出ている。また「白い恋人」に似たネーミングも続々と登場した。現社長の石水勲氏は「あまりにもまぎら

(取材協力 石屋製菓)

PATENT ATTORNEY

弁理士奮闘中

読者の皆さんには本誌の題号「パテントアトーニー」の意味をご存知ですか? そうです「弁理士」のことです。では、「弁理士」ってどんな職業かご存知でしょうか? よく「便利屋さん?」と聞かれますが、あながち間違えではありません。「弁理士」は特許や商標等の知的財産権に関する便利屋さんなのです。

この弁理士、実は国家資格で、弁理士法に基づく弁理士試験に合格して登録した者はその資格を得ることが出来ます。この試験は、知的財産権関連の法律や国際条約、専門技術の知識が問われます。試験合格後は職業倫理や実務の研修を受けます。こうして誕生した弁理士は特許事務所、企業等様々な場所で活躍しています。

次号からはペールに包まれた?弁理士の仕事内容をわかり易く説明したいと思います。

知財の歴史

知的財産の歴史は意外と古く、世界最初の特許は13世紀のヨーロッパで生まれたといわれている。そして、特許が初めて制度化されたのは15世紀半ばのヴェニスであり、かの有名なガリレオも特許をとっている。その後、イギリスやフランスでも16～18世紀にかけて経余曲折を経ながら特許制度を確立していった。

日本で最初の特許法である「専売略規則」は明治4年に公布されたが、翌年には施行中止となっている。しかし、紡績機の発明で知られる臥雲辰致のような優れた発明家の不遇からもその必要性が認識され、明治18年には「専売特許条例」が公布された。日本の知財の歴史の幕開けである。



Tea-time Sweet シフォンケーキ

シフォンケーキの名店、西麻布のドゥリエールさんです。かく言う私も、すっかりこのシフォンケーキの虜に。深夜2時までテイクアウトできるのが嬉しいですね。低カロリーなのでダイエットしている女性にもお勧め！実はミルクレープブームの火付け役のお店もあるんです。（山口）
〒106-0031 東京都港区西麻布4-3-10
TEL03-3409-1385



三年前に新幹線最北ターミナルとなった八戸市内で、妻と二人の特許事務所経営、産業支援第3セクターの社内弁理士、青森県庁の非常勤公務員を掛け持ちしています。実務経験はやっと四年ですが、先端技術を除く全技術分野の特許・意匠・商標の内外外国の各出願手続百数十件を中心に、無料相談対応数百件、講演二十件ほどを毎年行っています。県職員全六千人に対する知的財産基本セミナー三年計画も実施中。やり甲斐のある「地方弁理士」ライフを満喫しています。



弁理士
富沢 知成

さて北東北随一の工業都市・八戸は、全国一のイカの水揚げを誇る水産の町、うみねこで有名な燕島（かぶしま）や、花と芝生の渚・種差（たねさし）海岸等が連なる美しき北三陸海岸の町、そして不思議な食品・食材や料理が豊富な食のワンダーランドでもあります。豆しどぎ、ばくらい、めふん、馬すじ煮込み、ほんぽん焼き、せんべい汁…聞いたことがありますか？中でもせんべい汁は、南部煎餅を主役としてお鍋に入れた当地独特の料理。これが結構、美味しいんです！最近はこれを全国にアピールしようと、有志による市民団体「八戸せんべい汁研究所」も発足。何を隠そう私も、同所理事を務めています。こんな八戸、あなたも一度は「おんでやあんせ（いらっしゃい）！」

▼せんべい汁



新緑の季節である。

例えば、ある日の昼下がり、公園の木陰のベンチに座る。そよ風が吹けば新しい香りがし、木漏れ日は葉っぱの緑を一層、映えさせる。私たちは、それを”癒し”と感じる。

林野庁は昨秋、そんな森林浴の効果を初めて科学的に立証した。ボランティアの大学生の協力を得て、森林浴のストレス解消効果を調べた。

男子大学生十二人に、ある市内の繁華街と広葉樹が広がる森林の両方を歩いてもらつた。その後、ストレスで分泌量が増え、リラックスすると低下するホルモン成分のコルチゾールの量を、唾液中と脳内の血液とでそれぞれ測定し、比較した。すると、森林での唾液中のコルチゾールの分泌量は平均で、繁華街を歩いた時よりも四十二%低かつた。脳内の血液濃度も森林を歩いた方が十二%低かつたという。

アロマセラピーやマッサージを利用した手軽な”癒し”も人気を集めるが、せっかくなら森林を散策し、心までもが癒やされる効果を味わいたい。サクラの季節が終わって落ち着いたところで、もう一度森に出かけ、新たなアイデアとの遭遇を楽しみたいと思う。

（さいち）

森林浴は、
やつぱり癒される。

ジャーナリスト
こぼれ話



知的財産権なんでもQ&A



たぬき弁理士

有田貴弘(作) 有田千絵(画)



Q どうしたら発明を特許にできますか？

A 発明の内容を書いた書類を特許庁に提出（「出願」といいます）します。特許庁に見てもらって（「審査」といいます）「今までになく、優れている」と認められると特許されます。

出願の書類では今までとは違うところを文章と図を使い、決まりに従って書きます。

Q 発明が特許になったらお金持ちになりますか？

A 特許を得ただけではお金持ちになれません。特許を使った物を販売するか、特許を他人に使ってもらい実施料を受け取ることでお金を得ます。

Q 子供が発明をしたとき料金は安くなりますか？

A 子供と大人とで特許庁に払う料金に差はありません。

特許庁には、①出願のとき、②審査のとき、③特許されたとき（特許後毎年）、の3段階に分けて払います。子供は収入がありませんので、特別の手続きをして、②の費用と③の特許後1年から3年の特許料を払わなくても済むことができます。子供でも①の費用と③の4年目以降の費用は払う必要があります。

●神奈川県／小見山慧さん（10歳）

◎このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキまたはFAX:03-3581-9188で日本弁理士会広報課「Q&A係」までお送りください。尚、掲載させていただいた方に記念品を進呈いたします。

特許庁からのお知らせ

特定登録調査機関制度を利用した、特許出願に係る審査請求料の改定について

平成17年4月1日から特定登録調査機関制度が導入されます。

この制度は、特許庁からの委託により特許審査のための先行技術調査を実施する登録調査機関の先行技術調査能力を活用して、特許出願人等が審査請求をするか否かの判断を支援することを目的とするものです。

登録調査機関のうち特に特許庁長官の登録を受けた「特定登録調査機関」が作成・交付した調査報告を提示して審査請求を行われたときは、審査請求料が軽減されます。

詳細については、特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>) の「出願から審査、審判、登録まで（手続きに必要な料金）」をご覧下さい。

ご不明な点がありましたら、特許庁総務部総務課調整班（03-3581-1101（代）／内線2105）までお問い合わせ下さい。

◆現役弁理士がゲストティーチャーとなり、知的財産権や進路指導について楽しく教えます。要望に応じて無料で学校を訪問し、出張授業を実施しています。

◆名古屋イベント

「発明の日」わくわくフェア2005

4月18日の「発明の日」を記念し、毎年直近の日曜日に開催。小中学生等に対し発明・創意工夫への興味を高め、独創的なアイデアを尊重する意識を育て、発明・意匠・商標について理解を深めることを目的として開催されます。

【日 時】4月18日（日）9:00～16:00

【場 所】産業技術記念館

【入場料】無料

【主 催】特許庁・中部経済産業局

【共 催】日本弁理士会東海支部・
（社）発明協会愛知県支部

【内 容】自然科学実験体験（弁理士会実施）
実験工作クラブ（発明協会実施）

JPA Information

◆知的財産タウンミーティングが4箇所（函館、広島、福島、新潟）で開催され、無事終了いたしました。今後も各種セミナーを開催いたしますので、ホームページをご覧下さい。

◆今回のパテント・アトニー春号より紙面リニューアルいたしました。

編集部では、今後読者の皆様のご意見・ご感想をお伺いし、充実した誌面作りをしていきたいと考えておりますので、ご意見、ご要望等ございましたら、下記連絡先までお寄せください。

●「特許・意匠・商標なんでも110番」

特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。（月～金）

●弁理士の仕事や特許制度を詳しく解説したパンフレット（無料）やビデオ（有料）があります。

■お問い合わせは下記まで

日本弁理士会（広報課） Tel 03-3519-2361

日本弁理士会大阪分室 Tel 06-6775-8200

日本弁理士会名古屋分室 Tel 052-211-3110

